

## 2 1 . 高 額 療 養 費 支 給 規 程

三 菱 製 紙 健 康 保 險 組 合

## 高 額 療 養 費 支 給 規 程 目 次

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 第 1 条（目 的） .....  | 3 頁 |
| 第 2 条（請求形式） ..... | 3 頁 |
| 第 3 条（支給時期） ..... | 3 頁 |
| 第 4 条（支給方法） ..... | 3 頁 |
| 第 5 条（雑事項） .....  | 3 頁 |
| 附 則 .....         | 3 頁 |

※当健保では、月間の高額療養費のみ自動払いを行い、年間の高額療養費は申請払いとする。

## 第1条（目 的）

この規程は、健康保険法施行規則第109条に基づき月間の高額療養費の支給手続を行なうに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

## 第2条（請求形式）

社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または三菱診療所により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、組合で定めた申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額又は七十歳以上一部負担金等世帯合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合、それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。

## 第3条（支給時期）

高額療養費は、毎月10日、26日に支給する。  
なお、支給日が休日の場合はその前日とする。

## 第4条（支給方法）

高額療養費の支給は原則として銀行振込によるものとする。

## 第5条（雑 事 項）

この規程に関し軽易なる事項は理事長が定める。

## 附 則

- ・この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- ・この規程は、新旧条文対照表の通り改定し、平成30年8月1日から施行する。